

心設備ヲ充分ニ整へルコト
内待過ヲ改善スルコト

以上要求書ニ對シ營業主小林ハ不能ノ旨ヲ答へ合時ニ立場
ヲ明確ニ業務度止ヲ聲明スルニ至リ、斯クテ從業員ハ一
時獨據主ノ自定ニ引揚ケ結束ヲ計ルト共ニ再議ノ上、次記要
求書ヲ翌十九日呈出セリ

要求書

- 一、解雇手當一人前日額一月五十錢トシテ二週間合合計二十
- 一月ヲ二十人合合計四百二十日ヲ支給スルコト
- 二、貸具一式ヲ貸與スルコト
- 三、卒業費用ヲ全額負担スルコト

小林買出一向

小林二次綴

右要求書ニ對シ今日午後五時迄ニ回答ヲ求メタリ

小林買出一向
今日午後三時ヨリ折衝スル事
合意ニ至ラズ引揚

從業員側ニ立場強也、於テ協議シ
田集合場新ヲ定ムルコト

田集物運搬中止係ヲ運リコト

田集者ハ結束シ雜費者大衆ニ訴ヘ斗争スルコト

田集者買トシテ三名(林堂一、林大奎、中島金次)其他ハ
警備隊員下ナルコト

等ノ申合ヲ為シヨレ上更ニ營業主ト交渉、結果右記條件ニ
テ解決セリ

七、解決條件

覺書